

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 八幡市八幡沢1番地	平成24年 7月27日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 城南衛生管理組合 管理者 久保田、勇 電話 075-631-0825
---	--

主たる業種	ごみ処理業					細分類番号 8 8 1 6	
事業者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成13年度を基準年とし平成25年度に22.4%削減を目標とした城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅡ」を推進する。						
計画を推進するための体制	城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅡ」 推進体制 地球温暖化対策推進本部(専任副管理者、事業部長、施設部長、広報情報課長、同課参与)						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	51,529.1トン	48,375.1トン	トン	トン	-6.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	51,529.1トン	48,375.1トン	トン	トン	-6.1 パーセント	
	実績に対する自己評価						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (電気の2倍+処理量×1/10)	1.16	1.16			0.00 パーセント
							パーセント
	実績に対する自己評価	産プラ対策のため、競輪場の運転を電気の負荷が大きくなる運転をしたが、従来からの効率運転により、原単位の現状維持に努められた。					
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	50.0セント	50.0セント	セント	セント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	灰溶融炉停止による電気・灯油使用量の削減。住民に対する分別の啓発					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	エコ通勤者への表彰制度の検討					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	当組合の工場等は交通困難な立地であり、公共交通機関による通勤が困難である					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	住民に3Rを認識してもらう啓発イベント(環境まつり)・組合広報紙「エコネット城南」による環境啓発・パートナーシップ活動における住民啓発・再生可能エネルギー導入の検討。管内小学生の施設見学						
特記事項	排出量の大部分を占めるのがゴミ(廃プラスチック)の焼却による排出である。排出量の削減、分別に努めているが、ゴミの搬入量を管理することはできない。そのため、廃プラ焼却による排出量の増減が大きい。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。